

令和8年度山形県ナノテラス活用支援事業費補助金 募集要領

1 目的

本事業は、事業者が3GeV高輝度放射光施設 NanoTerasu（以下「ナノテラス」という）を活用して行う技術開発及び研究開発を支援するため、補助金を交付します。

2 補助事業の概要

(1) 補助対象事業

次の事業を補助対象事業とします。

区分	内容
ナノテラス活用事業	ナノテラスを活用して自社製品の品質管理や研究開発等を行うもの
ナノテラス活用伴走支援事業	ナノテラスを利用した実績のない対象事業者が、山形県工業技術センターによる伴走支援 ^{※1} を受けながら、ナノテラスを活用して自社製品の品質管理や研究開発等を行うもの

補助金の交付は、同一の事業につき、上表に掲げる区分のいずれかに対してのみ行うものとします。

(2) 補助金の額

補助金の額は、区分に応じ、補助事業に要する交付決定の日から令和9年2月28日までの間におけるそれぞれ次の表の中欄に定める経費（消費税及び地方消費税相当額を除く。以下「補助対象経費」という。）につき、同表の右欄に定める額とします。

区分	補助対象経費	補助金の額
ナノテラス活用事業	(1) ビームライン利用料 (2) ナノテラスが定めるナノテラスでの測定に必需となる消耗品費 (3) ナノテラスを利用して得られたデータの分析又は解析の委託に係る経費 (4) ナノテラスを利用して得られたデータの分析又は解析の共同研究に係る経費 ^{※2}	補助対象経費の合計額に3分の1を乗じて得た額、250,000円又は補助対象経費から本事業以外の補助金等の特定財源を差し引いた金額のいずれか低い額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）
ナノテラス活用伴走支援事業	(1) ビームライン利用料 (2) ナノテラスが定めるナノテラスでの測定に必需となる消耗品費 (3) ナノテラスを利用して得られたデータの分析又は解析の委託に係る経費 (4) ナノテラスを利用して得られたデータの分析又は解析の共同研究に係る経費 ^{※2} (5) 受託研究に係る経費のうち、需用費、役務費、委託料、使用料、設備使用相当額	補助対象経費の合計額に3分の2を乗じて得た額、500,000円又は補助対象経費から本事業以外の補助金等の特定財源を差し引いた金額のいずれか低い額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

※1 伴走支援とは、ナノテラスの利用申請、測定に向けた事前準備、ナノテラスを活用した研究開発等について、山形県工業技術センターが支援するものになります。当該支援は、山形県ものづくり企業技術開発支援受託研究実施要綱に基づき、山形県工業技術センターが受託する研究調査（以下「受託研究」という。）を通して行うものとします。

※2 山形県の公設試験研究機関との共同研究に係るものを除きます。

(3) 補助対象事業実施期間

対象事業実施期間は、交付決定の日から令和9年2月28日までとなります。

3 対象事業者

補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件を全て満たす者としします。

(1) 次のいずれかに該当する者であること。

- イ NanoTerasu シェアリング2000利用要綱第2条の規定に基づき、仙台市長から仙台市利用権の承認を受けた者
- ロ ものづくりフレンドリーバンクの会員
- ハ コアリシヨンのメンバー

(2) 県内に事業所を有すること。

(3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱（平成15年4月1日施行）に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(4) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないこと。

(5) 山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号。以下「規則」という。）第6条の2各号に掲げる者でないこと。

(6) 山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

(7) 雇用保険、健康保険、厚生年金保険等の社会保険に加入していること（加入する義務のないものを除く。）。

(8) 厚生労働省が実施している雇用関係助成金について、不正受給をしてから3年を経過しない事業主又は交付申請の日から交付決定の日までの間に不正受給をした事業主でないこと。

(9) 令和7年度の労働保険料を滞納していないこと。

(10) 交付申請の日の前日から過去1年間に労働関係法令の違反を行っていない事業主であること。

(11) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更正又は再生手続を行っていないこと。

(12) 宗教活動又は政治活動を目的とする団体でないこと。

4 申請手続きについて

(1) 申請期間

令和8年5月19日（火）より令和8年12月25日（金）まで、随時受付ます。ただし、予算がなくなり次第受付は終了します。また、ナノテラスの空き状況等を考慮し、早めに受付を終了する場合があります。

(2) 申請書類

- ① 補助金交付申請書（規則別記様式第1号）
- ② 事業計画書（別記様式第1号）
- ③ 活用計画調書（別記様式第2号）
- ④ ナノテラスの利用権を確認できる資料
- ⑤ 会社概要がわかるパンフレット等の資料
- ⑥ 工業技術センターの支援内容を確認できる資料（ナノテラス活用伴走支援事業を行う対象事業者に限る。）
- ⑦ その他知事が必要と認める書類

(3) 提出先及び提出方法

申請書類に必要事項を記載のうえ、「10 問合せ・提出先」に記載の提出先に提出ください。提出は電子メール、郵送又は持参とします。郵送又は持参の際は、正本1部を提出してください。

5 審査方法・結果の通知

(1) 審査方法

提出のあった申請書類の内容を书面審査します。必要に応じて事業計画に関する照会等を行う場合があります。

(2) 結果の通知

審査結果は文書で通知します。

6 実績報告

補助事業実績報告書（規則別記様式第2号）の提出期限は、補助事業の完了した日（補助事業の廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日）から起算して30日を経過した日又は令和9年3月10日のいずれか早い日とし、添付すべき書類は、次のとおりです。

- ①事業実績書（別記様式第8号）
- ②補助金精算額調書（別記様式第9号）
- ③その他知事が必要と認める書類

7 補助金の支払い

補助金は、実績報告提出後、交付すべき補助金の額が確定した後に支払うものとします。ただし、以下の書類を提出し知事が必要と認めるときは、補助金の交付の決定の後に、概算払をすることもできます。

- ①補助金概算払請求書（別記様式第10号）

8 補助事業の流れ

- ①事前確認 : 予算の範囲内で随時受付としております。受付終了していないか担当まで電話またはメールにてお問合せください。
- ②ナノテラス利用申請 : ナノテラスの利用申請。
(例：ナノテラスシェアリング2000を活用する場合、仙台市に申請)
- ③補助金交付申請 : 交付申請書類、必要書類を提出。
- ④受託研究申請 : ③交付決定後に、工業技術センターとの受託研究を申請。
(ナノテラス活用伴走支援事業に限る)
- ⑤事業実施 : 交付決定通知を受け、ナノテラスを活用し事業を実施。
- ⑥実績報告提出 : 補助事業完了後30日を経過する日又は令和9年3月10日のいずれか早い日まで提出。
- ⑦補助金交付 : 補助金交付。

9 その他留意事項

- (1) 提出された書類は、原則としてお返ししませんので御注意ください。
- (2) この補助金は政府の交付金（新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付

金)) を活用したものです。当該補助事業に係る経理を他の事業と明確に区分し、関係書類を令和9年度から5年間保管してください。

(3) この補助金を交付された場合、補助事業の概要、企業名、所在地をホームページ等により公表することがありますので、御了承ください。

(4) 事業終了後、事業の成果等を確認するため、アンケート調査等をお願いすることがあります。

10 問合せ・提出先

〒990-8570 山形県山形市松波二丁目8番1号

山形県産業労働部産業技術イノベーション課 産業科学技術政策担当

電話 023-630-3034 FAX 023-630-2695

E-mail ysaninno*pref.yamagata.jp (*を@に変えてください)